

審査基準及び標準処理期間

所属名	障害者支援課
内線番号	4599

No.	項目	内容
①	処分名	京都府心身障害者扶養共済制度 口数の追加に係る処分
②	法令名	京都府心身障害者扶養共済条例
③	法令番号	昭和46年条例第8号
④	根拠条項	第6条第2項
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第6条 加入の申込者又は加入者は、口数の追加(以下「口数追加」という。)の加入時に第3条第1項第2号に規定する加入資格を有するときは、規則の定めるところにより、知事に口数追加を申し込むことができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、口数追加の承認をしなければならない。</p> <p>(1) 口数追加の申込者が、口数追加時に特別の疾病又は障害を有するとき。</p> <p>(2) 口数追加の対象となる心身障害者について、既に口数が追加されているとき。</p>
⑦	審査基準	京都府心身障害者扶養共済条例第6条第2項(口数の追加)
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	独立行政法人福祉医療機構
⑩	標準処理期間	60日
	経由機関	30日
	協議機関	20日
	当該処分機関	10日
⑫	問合せ	障害者支援課(075-414-4599)
⑬	備考	<p>心身障害者扶養保険約款(第3条第4項)</p> <p>京都府HP</p> <p><http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a3000380001.html></p>